

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】平成26年11月27日(2014.11.27)

【公開番号】特開2012-184498(P2012-184498A)

【公開日】平成24年9月27日(2012.9.27)

【年通号数】公開・登録公報2012-039

【出願番号】特願2011-284625(P2011-284625)

【国際特許分類】

C 2 3 C	28/00	(2006.01)
C 2 5 D	7/06	(2006.01)
C 2 3 C	22/24	(2006.01)
C 2 5 D	11/38	(2006.01)
H 0 5 K	9/00	(2006.01)

【F I】

C 2 3 C	28/00	C
C 2 5 D	7/06	A
C 2 3 C	22/24	
C 2 5 D	11/38	3 0 5
C 2 5 D	11/38	3 0 6
H 0 5 K	9/00	W

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月8日(2014.10.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

銅箔S面の亜鉛付着量が30～110μg/dm²、銅箔M面のクロム付着量が25～50μg/dm²であり、且つ銅箔S面のクロム付着量(Cr(s))と銅箔M面のクロム付着量(Cr(m))の比Cr(s)/Cr(m)が0.5～1.8である処理面を備えていることを特徴とする電解銅箔。

【請求項2】

銅箔S面の亜鉛付着量が60～110μg/dm²、銅箔M面のクロム付着量が25～40μg/dm²であり、且つ銅箔S面のクロム付着量(Cr(s))と銅箔M面のクロム付着量(Cr(m))の比Cr(s)/Cr(m)が0.7～1.6である処理面を備えていることを特徴とする請求項1記載の電解銅箔。

【請求項3】

銅箔S面の亜鉛付着量が30～110μg/dm²、銅箔M面のクロム付着量が25～50μg/dm²であり、且つ銅箔M面の亜鉛付着量(Zn(m))と銅箔S面の亜鉛付着量(Zn(s))の比Zn(m)/Zn(s)が0.4～3.3である処理面を備えていることを特徴とする電解銅箔。

【請求項4】

銅箔S面の亜鉛付着量が30～110μg/dm²、銅箔M面のクロム付着量が25～40μg/dm²であり、且つ銅箔M面の亜鉛付着量(Zn(m))と銅箔S面の亜鉛付着量(Zn(s))の比Zn(m)/Zn(s)が0.5～1.7である処理面を備えていることを特徴とする請求項3記載の電解銅箔。

【請求項 5】

銅箔M面の亜鉛付着量（Zn（m））と銅箔S面の亜鉛付着量（Zn（s））の比Zn（m）/Zn（s）が0.4～3.3である処理面を備えていることを特徴とする請求項1又は2記載の電解銅箔。

【請求項 6】

銅箔M面の亜鉛付着量（Zn（m））と銅箔S面の亜鉛付着量（Zn（s））の比Zn（m）/Zn（s）が0.5～1.7である処理面を備えていることを特徴とする請求項5記載の電解銅箔。

【請求項 7】

前記電解銅箔のS面に、銅の粗化微粒子層と、該銅の粗化微粒子層の上に、前記処理面が形成されていることを特徴とする請求項1～6のいずれか一項に記載の電解銅箔。

【請求項 8】

前記電解銅箔のS面に、シランカップリング剤からなる耐酸化処理が施されていることを特徴とする請求項1～7のいずれか一項に記載の電解銅箔。

【請求項 9】

前記処理面の一方または両方が黒色処理された処理面である請求項1～8のいずれか一項に記載の電解銅箔。

【請求項 10】

亜鉛を主成分とするバリヤー層メッキ浴及びクロムを主成分とする防錆層メッキ浴を用い、銅箔S面側に電気メッキによる亜鉛層と電気メッキ又は浸漬クロメートによるクロム層、及び銅箔M面側に電気メッキによる亜鉛層と電気メッキ又は浸漬クロメートによるクロム層を形成することを特徴とする電解銅箔の製造方法。

【請求項 11】

亜鉛を主成分とするバリヤー層メッキ浴及びクロムを主成分とする防錆層メッキ浴を用い、銅箔S面側に電気メッキによる亜鉛層と電気メッキ又は浸漬クロメートによるクロム層、及び銅箔M面側に電気メッキによる亜鉛層と電気メッキ又は浸漬クロメートによるクロム層を形成することを特徴とする請求項1～9のいずれか一項に記載の電解銅箔の製造方法。

【請求項 12】

請求項1～9のいずれか一項に記載の電解銅箔を用いて製造した電磁波シールド。

【請求項 13】

請求項1～9のいずれか一項に記載の電解銅箔を用いて製造した印刷回路基板。

【請求項 14】

請求項12に記載の電磁波シールドを用いたプラズマディスプレイパネル（PDP）の前面パネル。

【請求項 15】

請求項1～9いずれか一項に記載の電解銅箔とポリエチルフィルムとを有する積層体。